

# 中国周代の儀礼と王権

郭 斉勇

武漢大学

西周（紀元前約11世紀中期－紀元前771年）、東周（紀元前770年－紀元前256年）時代の礼は非常に複雑でした。<sup>1</sup> 大まかに言っても葬礼、祭礼、射礼、御礼（天子に対する礼）、冠礼（当時の男子が20歳になった成人式）、婚礼、宴礼、饗礼（天子が諸侯をもてなす礼）、狩の礼、朝覲の礼（天子に謁見する時の礼）、聘問の礼（自国の代表として他国を訪問する時の礼）等があります。これらの礼節は、冠礼を始めとし、婚礼を根本とし、葬礼と祭礼を重んじ、朝礼（朝廷への礼）と聘問の礼を尊び、射礼と酒礼によって親密にしました。<sup>2</sup> これら複雑な礼は大別すると五種類に分けられます。つまり吉礼、凶礼、賓礼、軍礼、嘉礼です。吉礼によって国家の天神、祖霊、地神を祭り、凶礼によって国家の苦難を哀悼し、救う。賓礼によって周王室と他国或いは国家間を友好親善たらしめ、軍礼によって国家同士を協調させ、嘉礼によって万民を互いに親しませる。<sup>3</sup>

私はここで皆さんに冊命の礼、朝覲の礼、聘問の礼を紹介しようと思います。この三種の礼はすべて賓礼に属します。もし間違った所がありましたら、どうぞご教示をお願いいたします。

## 1. 冊命の礼<sup>4</sup>

周王室は、王位を継承し、諸侯を分封し、官職に任命し、臣下に賞や戒めを与える場合、必ず盛大で厳かな冊命の礼を行いました。周王は厳粛な儀式を通じて諸侯や臣下に土地、奴隸、人や物、官職、祭器、貝、旗、圭（天子や諸侯が儀式のときに持つ玉で、下が四角で上が尖っていた）、珍宝、車馬、衣服、武器、楽器などを与え、財産や権力の分配又は再分配を行い、君臣間の名分とその名分に伴う権利や義務を表明しました。天子がこれらの命を賜う儀式では、今日で言う文書、証書、命令書などが読み上げられ、発布されました。これら文書、証書、命令書は当時竹簡又は木簡に書かれ、それらをひもで編みました。これを策、または冊と呼びます。そのため、“賜命”は“策命”“冊命”ともいいます。

古代の明君は、功績のある者に爵位や禄を与える場合、必ず太廟で儀式を行い、これは祖先の神々の命によるものであってみずからの独断で行うものではないことを示しました。そのため祭祀を行う日には、国君はまず初めにかたしろ（祭られた死者を代表する子孫。祭られた者が男であればその子孫の男の子を、祭られた者が女であればその子孫の嫁をかたしろとした。）に酒をささげ、その後堂を下りて階（東側の石段、主人が賓客に接する時この位置に立つので主階とも言う）の南側に立ち、南面します。爵位や禄を受ける人は北面して立ちます。史官は国君の右側に立ち、策命書を読み上げて国君の命令を宣告し、受命者は再拝稽首の礼（頭を地につける礼）を行って策命書を受け取り、それを自宅に持ち帰って、一族の祖先を祭った廟に祭ってそのことを祖先に報告するのです。これが官職や褒賞を授与する方法でした。

王が諸侯に賞や土地を与える場合、大宗伯が儀式の“儻”（司会）となって受命者に礼の手引きをし、王が卿や大夫、士に爵禄を与える時には小宗伯が“儻”となります。いずれも内史が策命書を読み上げ、命令を宣告しました。大宗伯は宗廟の事務をつかさどる長で、国家の祭祀の典礼を管理する、六卿の一つです。小宗伯は礼官の副官で、大宗伯を補佐する役目です。冊命の礼では受命者は左側、儻は右側に立ち、儻は受命者が中門を入り、中庭に立ち、北面して冊命を受け取るよう手引きする責任を負いました。

冊名の礼と西周の宗法制度（家父長制度）とは密接な関係があります。西周の宗法制度の中心的内容は、嫡男相続制、封建制及び宗廟祭祀制などです。周公は礼楽を制作し、周王室は殷末の制度を継承して、嫡子相続の制度や分封の制度を推進しましたが、それは権力の帰属先を早期に決定することによって兄弟が王位を争って災いを引き起こすのを避け、また父子の血縁感情を利用して王室の権威や政治の安定を維持したのです。周の天子及びその継承者は、政治的には天下共通の君主でありかつ最高の統治者であり、宗統的には天下の大宗であり、宗族の長であり、宗主でした。天子、諸侯、卿大夫、士というのが統治者の四つの等級ですが、嫡子は年長者を立て、子は高貴な者を立てるという原則にのっとり、嫡男が（最年長の嫡子が男でなかった場合は嫡子の中の男子又は庶子の中の高貴な者）その位を継承して大宗（宗族の長）となり、その他の庶子は一等下の統治者に封ぜられて小宗（大宗の補佐）となりました。当時は“同姓不婚”という族外婚制が行われ、同じ身分の貴族同士で異姓の女子を娶りました。姫姓の周王室は同姓や異姓の諸侯（異姓の諸侯とは主に婚姻関係の親族又は功績のあった臣下又は伝統的な勢力を持つ異性の貴族などで、一般に周王室の土地の周辺に分封された）を分封し、諸侯はまた同姓や異姓の卿、大夫を分封し、卿や大夫はまた……というように、宗法や姻戚等の関係に基づいて、それぞれの階級ごとにそれぞれのレベルで分封が行われました。周王室は国家を封建し、諸侯国を周王室を守る藩屏としたのです。<sup>5</sup> 諸侯が受封する際は天子の祖廟で前述した冊命の礼を行う必要があり、土地と民を授けられ、儀仗、礼器、宝物及び祝、宗、ト、史や官吏などが与えられました。受封後の諸侯は地方国家の君主となり、それなりの独立性を持っていましたが、しかし完全に独立していたわけではありませんでした。周の天子と諸侯との関係は、大宗と小宗との関係でもあり、また君主と家臣との関係でもあり、中央と地方との関係でもあって、お互いにそれぞれに応じた権利と義務がありました。例えば天子は諸侯国を統率し、巡視し、賞罰を与え、討伐する権利を持つと同時に、彼らの権益を内乱や外患による侵害から保護する義務を負いました。諸侯国は土地、労働力、物産資源を保有し、官吏を任命し、国家を管理する権利を持つと同時に、天子に政務状況を報告し、貢ぎ物と租税を納め、王室の派遣命令に従い、中央王室を護衛する義務を負いました。

例えば、周の武王は弟の周公旦を魯の地に封じました。成王の時に、周公が叔父の身分によって成王を補佐して摂政政治を行うようになると、周公は自己の長子である伯禽を魯侯に封じ、伯禽は魯の国を建国しました。周公は魯公伯禽に大路（豪華な車、車中の一部の装飾に銅が使われている）、大旗（二頭の竜が交差している画が描かれた大きな旗、車上に立てられる）、夏后氏の珍しい礼器である瓊玉（半円形の玉で、身に付けた）、封父国の精巧な弓を与えました。また、もと殷の王畿に住んでいた殷国の六貴族、条氏、徐氏、粛氏、索氏、長勺氏、尾勺氏を

魯公に授けて、これら殷の貴族に大宗を率いさせ、その小宗を集め、その部下である奴隷を統治させ、魯の地に移転させ、周公の法令に従わせ、周王朝に帰属させ、魯国のために働かせて、周公の明德を広めさせました。また魯公に山川、土地及び付庸の小国を与え、さらに祭祀で神への賛辞を詠む太祝、宗族の祭礼をつかさどる宗人、卜筮の事務をつかさどる太卜、史実の記録や典籍・天文・暦をつかさどる太史、日常の器物、典籍、さまざまな官職の官吏、彝器を与え、魯公に魯の地の原住民である商奄国の民を安撫させました。また、周公は「伯禽」という訓告文を用いて魯公を戒め、彼を古代の聖王であった少皞（コウ）の都、曲阜に封じたのでした。<sup>6</sup>

周王室は殷の都の貴族を封建君主に分け与えただけでなく、殷の地方に住んでいた貴族や付庸の小国をも分け与え、それによって彼らを管理し、彼らの反乱を防ぎました。また彼ら旧貴族の力を借りて政治、経済、軍事面で封建君主を支え、さらに周王朝を支えたのです。冊命や分封の訓告文は、一般に天命や祖先を畏れ敬い、徳による統治を強調し、政策について説明し、刑法を厳守するように要求し、危機意識を持って、厳しく自己を律し、政務に勤めて民を愛し、政治的統一を維持するよう訓戒するものでした。

以上を要するに、冊命の儀式の礼は非常に厳粛で、天や天命、祖先の神々に対する畏敬の念に満ち、周王室の神聖性や権威性を表現するものでした。このような礼を通して、諸侯国に政治的合法性を与えました。実際には、天子の諸侯に対する任命や褒賞を通して、君臣間の関係を血縁、親戚関係という紐帯の基礎の上に置き、財産や権力資源の分配、分割を明らかにしました。このようにして彼らの位を定め、相互の権利、責任、利益に対して約定や制限を与え、相互に承諾を与えたのです。分封は、当時周王朝が天下国家を治めるなかで模索しつつできてきた最良の管理方法であり、周王朝による政治、経済、軍事の効果的な管理の総合的な産物であり、基本的な制度となりました。冊命の礼はこれらの制度を形式化した象徴であり、その目的は王権の維持にありました。周王自身の王位継承については、王室の祝、宗、卜、史や重要な官吏に対する、諸侯の卿大夫に対する、卿大夫の士に対する冊命や褒賞もまた類推できます。もちろんその内容や形式はみな異なるところがあったでしょうけれども。

## 2. 朝覲の礼

いわゆる“朝聘”とは、王と諸侯の間の、又は諸侯間の往来或いは会見の礼です。その起源は、原始社会における諸々の集落間の物品の交易や贈答の往来という風俗習慣にありました。西周になると、このような習俗は宗主と他国又は国家間の礼へと次第に変化し、徳や刑罰などの内容が加わって、さらに舞踊や音楽と組み合わせられました<sup>7</sup>。

諸侯が天子に謁見したり、大夫が国君に謁見したりすることを“朝”と言い、諸侯の国同士が会見することも“朝”と言い、上位者が下位者を召集して会議を開くこともまた“朝”と言いました。諸侯が周王に謁見する場合について言うと、“朝”は通称であって、それを細分すれば“朝”“宗”“覲”“遇”“会”“同”などがあります。“朝”“宗”“覲”“遇”はすべて“朝見”で、形式的な礼儀にはまったく違いがなく、実質的にはすべて王室の権威を高め、相互の理解と交流を深めることが目的でした。不定期の謁見を“会”と言い、その多くは叛乱を征伐

するためのもので、諸侯が兵を率いて討伐を助けました。また“同”は、諸侯が、あるときは異民族も一緒に、集団で謁見することを言いました。“覲”は“見”という意味で、“覲”とは諸侯が天子に朝する場合に限って用いられる専称です。朝見と覲見では礼の上で同じところも異なるところもありますが、同じところの方が異なるところよりも多く、一般に“朝覲”と通称します。<sup>8</sup>

「朝礼」は現在に伝わっていませんが、経書の『儀礼』の中にまだ「覲礼」一篇が残っており、この篇を通して諸侯が天子に謁見する際の礼を大体知ることができます。沈文倬氏は、「覲礼」は西周の遺文であり、今文（漢代の通用文字である隸書）で書かれた『尚書』や青銅器銘文と合わせて考えることができるとしています。先秦時代の古籍である『左伝』なども西周時代や春秋時代の朝聘制度の証拠とすることができます。<sup>9</sup> 諸侯が天子に朝覲する時の礼の順序は以下の通りでした。

第一は、郊外での慰労です。諸侯が王城の近郊に着くと、天子は使者に玉璧を持たせて派遣してその労をねぎらい、諸侯はこれを天幕の外に出て迎えます。諸侯は使者に拝し、使者も揖（両手を前でこまねいて上下に動かす）をしてこれに応えます。使者は天幕の中に入り、西側の土で作られた階段に立ち、東面して王命を伝えます。諸侯は東の階段に立ち、西面して恭しく聞き、その後土で作った祭壇の下で叩頭の礼を行い、祭壇に上って使者の手から玉璧を受け取ります。使者は左向きに回って南面して立ち、諸侯も南面して玉璧を使者に返します。諸侯は二度叩頭の礼を行い、天子が使者を派遣して労をねぎらってくれたことに感謝します。諸侯は使者に束帛や馬を贈ります（一般に五匹（古代の単位、一匹は40ヤール）の絹と四匹の馬）。使者と諸侯は相互に拝し、諸侯は使者にしたがって入朝します。

第二は、宿泊所の提供です。天子は使者を派遣して諸侯に宿泊所を与えます。諸侯は再拝の礼をして感謝を表し、使者に束帛と馬を贈って敬意を表します。

第三は、謁見する時期の告知です。天子は大夫を派遣して謁見の時期を告知します。諸侯は二度叩頭の礼を行います。

第四は、正式な謁見です。朝見に来た諸侯は、謁見の前日にみな宗廟の門外にある宿泊所に来て休息し、謁見の時を待ちます。同姓諸侯の宿泊所は西向きで、北側を上座とします。異姓諸侯の宿泊所は東向きで、やはり北側を上座とします。諸侯の身分の尊卑や天子との血縁の濃い薄いによって宿泊所が手配されます。これは翌日の謁見の順序でもあります。謁見当日、諸侯は裨服（裨は“卑”に通じ、天子の六種の礼服中で最も等級の低いもの）を着て、冕冠をかぶり、先ず宿泊所で幣帛（幣も帛の一種であり、幣又は幣帛又は幣貢とも言う。いわゆる幣帛とは通常、玉、圭、絹、馬、獣の皮などの贈り物を指す。馬を贈る場合は幣馬と呼ぶ）を随行する齋車（祖先の位牌を祭っている車）の前に載せ、齋車上に供えてある自分の祖先の位牌（神主）に向かって礼を行って祈祷をした後、色彩画のない墨車（これは本来大夫が使用したもので、諸侯がこれに乗る時は天子を尊び、みずから謙の意味があった）に乗ります。車には二匹のからみあった竜が描かれた旗と、旗をひろげる竹弓、弓にかぶせる覆いを入れて、祥瑞の使者の印としての玉器（圭、玉）等を持って謁見に向かいます。玉器にはすべて絹織物で装飾されたお盆が付いています。天子は堂上にいて、美しい衮衣（天子の六種の礼服中、第二等



級のもの)を着て、冕冠をかぶり、屏風を背にして立ちます。斧の形をした模様を刺繍した屏風は南壁の門と窓との間に立てられ、その両側には玉を置くための台があります。諸侯は天子の接見の要求を上介(訳者注:役職の名で、次の3. 聘問の礼に説明が出てきます)に告げ、数人の取り次ぎを経て、末擯の嗇夫(嗇夫は官職名)がこれを上擯に伝えて、上擯が天子に報告します。天子は「他人ではない、伯父が来られたのだ。私は彼をたたえよう。中に入れなさい。私は彼に会おう。」と言い、諸侯は門を入れて右側に立ち、ひざまずいて圭を置き、天子に向かって二度叩頭の礼を行います。上擯が天子の話を諸侯に伝え、諸侯はひざまずいて圭玉を取り、堂に上って天子に命を奉じ来朝した旨を述べます。天子は圭玉を受け取り、諸侯は堂を下り、西階の東側で北面して二度叩頭の礼を行います。擯者は諸侯の後ろで「堂にお上りください」と告げ、諸侯は堂に上って二度叩頭の礼を行ってから門を出ます。

第五は、三度の貢物の献上です。諸侯は太廟で三度供え物をします。これらはすべて束帛の上に玉璧を載せたものです。宮廷の庭に並べられた貢物は、諸侯の国で産出されたものです。諸侯はさらに上等の絹や玉、毛色が同じ馬を十匹献上します。擯者は天子の言葉を伝え、「貢物をいただき」と言います。諸侯は堂に上って天子に挨拶し、天子は玉璧をなでて貢物を受け取ったことを表します。諸侯は堂を下り、二度叩頭の礼を行います。

第六は、諸侯が政務状況を報告して罪を請い、天子がこれを慰労します。諸侯は右の襟を開き、右肩を出して太廟の門外の東側に立ちます。これは天子の処分を待つしるしです。諸侯は門を入れて右側に立ち、北面して立って、上擯をお願いして「我が国は罪を得るところが甚だ多く、天子の処置にお任せいたします。」と天子に伝えてもらいます。天子は諸侯に対して「伯父に過失はない。安心して帰国し、貴国を統治されよ。」と述べます。諸侯は二度叩頭の礼をして門を出て、その後門外の屏風の南側から門の西側に回り、服を着なおして、また門の左側から中に入り、北面して立ちます。天子は彼を慰労し、諸侯は二度叩頭の礼を行います。上擯は再び諸侯に堂に上るよう指示し、諸侯は堂に上って二度叩頭の礼を行い、堂を下りて出て行きます。

第七は、天子からの車服の授与です。天子は使者を宿泊所に派遣して諸侯に車や服を与えます。諸侯は使者を大門の外でこれを出迎えます。贈り物の車は一両一両東に向かって並べられ、貴重な贈り物は数え切れなくらいの数です。諸侯は堂に登り、西面し立ち、太史が天子の命令書を読み上げます。その後諸侯は堂を下りて二度叩頭の礼を行います。使者が門を出ると、諸侯はそれを見送り、使者と太史にそれぞれ束帛と馬を贈ります。

天子又は天子の使者の諸侯に対する呼称ですが、同姓の大国の諸侯は“伯父”と呼び、異姓の大国の諸侯は“伯舅”、同姓の小国の諸侯は“叔父”、異姓の小国の諸侯は“叔舅”と呼びました。

朝覲の礼は“饗礼”をもって終わります。これは天子みずから宴会を開き、諸侯をもてなす礼です。天子が都合によって出席できない場合は、官吏を派遣して諸侯に幣帛を贈ります。諸侯はこれが終わってから、ようやく自国に帰るのです。<sup>10</sup>

『礼記』曾子問篇の中に、諸侯が天子に朝見する場合、又は他国の諸侯と会見する場合の出発前と帰国後の礼について孔子が述べた記録があります。孔子は周の礼に精通しており、彼の

話の意味は次のとおりです。諸侯は天子のところに朝見に行く前に、必ずまず宗廟に行き、祖先と父の位牌の前で束帛を献上し、行き先を報告する。それから裨服（朝廷に出仕するときの服）を着て、冕冠をかぶり、朝廷に出仕して政治に関する報告を聞く。それから祝史に命じてこれから天子に朝見に行くことを社稷、宗廟、山川の神に報告させ、ついで事務をとりしきる五大夫に指示を下し、それから出発する。国都の城門の外に出ると立ち止まり、車馬の列を整え、酒や干し肉を並べて、路神を祭る。祭りの前に必ず小さな土山を築いて、これを路神の位牌とし、犠牲を殺してその上に置く。祭りが終わると、車馬で土山と犠牲の体の上を踏みつけて通り、そうしてようやく正式に出発して旅路につく。出発前に告ぐべき神には五日以内にすべて告げなければならず、五日を過ぎると礼に合わない。およそ神に告げる祭りをを行う場合にはすべて犠牲を殺し束帛を用いなければならず、帰国後に神に報告する礼も同様である。他国の諸侯と会う場合にも、先ず父親の位牌を祭っている禰廟で祭祀を行い、その後朝服に着替えて朝廷に出仕して政治に関する報告を聞き、祝史に命じて五廟とこれから通過する山川の神々に報告させ、やはり政務をとりしきる五大夫に指示を下し、路神を祭ってから出発する。帰国後もみずから祖廟と父廟に報告せねばならず、ついで祝史に命じて出発前に報告した神々に同様に報告させ、それから朝廷に出仕して政治に関する報告を聞く。<sup>11</sup>

天子が“依”を背にして立ち、諸侯が北面して天子に謁見することを“覲”と言います。“依”とは斧依のことで、今日の屏風に似ており、斧の絵が描いてあります。“依”は明堂と後室とがつながる南壁の門と窓との間、つまり堂の真中に置かれます。“寧”は路門（天子のいる部屋）の外の屏風と向かい合う位置に置かれます。この道は諸侯や大夫の車が通ることができます。天子は路門の外とつながっている朝堂で謁見を行い、朝堂の中央に立ち、諸公は天子の西側に東面して立ち、諸侯は天子の東側に西面して立ちます。これを“朝”と言います。諸侯が時間や場所を約束せずに会うことを“遇”と言ひ、約束した時間に両国の辺境で会うことを“会”、諸侯が大夫を派遣して他国の諸侯を慰問することを“聘”、諸侯が言葉を用いて約束を取り交わして信用しあうことを“誓”、神の前で犠牲を殺し条約を結ぶことを“盟”と言ひます。諸侯が天子に謁見する時はみずから「臣某侯某」と称しました。諸侯の死後、位を継いだ嗣君は三年の喪に服してはじめて天子に謁見することができ、天子の命を受けて正式に諸侯に列します。たとえ前任の諸侯が埋葬され、喪に服してまだ三年がたっていないときに、天子の巡守のために嗣君が天子と会見しても、天子に謁見する正式な礼を行うことはできず、玉圭を使用することができず、皮や帛しか使用できませんでした。これは諸侯が天子に謁見する礼に類似しているため、“類見”と言ひます。

表情やものごしについては、天子はうかがい知れないほど深く、諸侯は荘重で気高く、大夫はゆったりと折り目正しく、士は洒脱でのびやかに、庶人はせかせかと忙しそうな表情をしました。<sup>12</sup>

国内外に災難、戦争、弔事がない正常な状況下で天子が諸侯を引見することを“朝”と言ひます。朝見の時、天子は諸侯国の礼を調べ、諸侯国の法律を定め、諸侯の徳行を整え、そうすることによって彼らの尊敬を集めました。天子は諸侯に楽器を与える場合、使者に祝（木製の打楽器、形は四角い升に似ており、上が広く下が狭い）を持たせ、諸侯に挨拶をさせてこれを

与えます。伯、子、男（いずれも爵位の名称）に楽器を与える場合は、使者に鼗（今日のでんでん太鼓に似ている）を持たせ、挨拶をさせて与えました。諸侯は天子から弓矢を与えられてはじめて出兵して討伐する権限を有し、斧鉞（古代、軍法によって刑を執行する場合に用いられた斧）を与えられてはじめて隣国の礼に反した臣下（臣下が君主を殺し、子が父を殺すような情況）を誅殺する権力を有し、圭瓚（柄が圭玉に似た玉のさじ、酒を汲むために用いられた）を与えられてはじめて鬯という祭祀用の香酒を醸造することができました。圭瓚を与えられなかった諸侯は天子のところからその香酒を手に入れました。<sup>13</sup>

天子が諸侯のところに巡視に来ると、諸侯は天子にすすめる料理には子牛を一頭しか殺しません（天子は子をはらんだ家畜を食べなかったため）。諸侯が天子のところに朝見に来ると、天子は太牢の礼を賜い、牛、羊、豚の三種の犠牲を用いて諸侯をもてなしました。これらはすべて誠を尊ぶ精神を体現したものでした。

諸侯は黒い帽子をかぶって宗廟で祭祀を行い、裨服と冕冠を着用して天子に朝見しました。毎月一日は白鹿の皮で作った弁（冠の一種）をかぶって太廟で政務を処理し、平日は朝服を着て内朝で政務を処理しました。群臣は空が明るくなる頃に入朝します。君主は太陽が出てくる頃に群臣に会って、正寝に戻って政務に関する報告を聞き、大夫らを召し出して討議し政策を決定しました。大夫らが退出した後、君主は再び小寝に入り、朝服を脱いで休息したのです。

以上に紹介したのが朝覲の礼の一般的な情況です。ここからわかることは、朝覲の礼とは王権の尊厳と君臣関係を体現することに重きをおいたものであったということです。朝覲の礼を行うことによって、諸侯を教育し、いかに天子の臣たるかを教えたのです。この礼を通して、周王と諸侯の間、すなわち君臣間の道義を明らかにする、つまり後に儒家が主張した“君臣に義有り”、“君は恵にして臣は忠たり”ということを明らかにしたのです。儒家は“以て君臣を正す”と主張しましたが、それはつまり君臣関係を正しくし、かたよりがなく、互いに侵害しあうことがないようにするということです。それはもちろん第一に臣下が君主に服従し、みずからの位に安んじて権力闘争を起こさないことでした。

土地、財産、権力の再分配が変化するにつれて、周室の王権は西周後期になって衰え始め、朝覲の礼もまたそれに伴って変化していきました。諸侯、大夫の僭越現象が発生し、周王の尊厳は勢力の強い諸侯の挑戦を受け、諸侯の尊厳は勢力の強い大夫の挑戦を受けるようになります。これらは後で話すことにしましょう。

### 3. 聘問の礼

“聘”とは“問”のことです。“聘”“聘問”とは訪問、挨拶又は慰問という意味です。天子が使者を派遣して諸侯国を訪問させることを“聘”と言い、諸侯が使者を派遣して天子に挨拶することも“聘”と言い、諸侯が卿や大夫を派遣して他国の諸侯を訪問させることもやはり“聘”と言います。王が使者を派遣して諸侯国を慰問又は視察する場合について言うと、“聘”とは通称で、細分すると“聘”“覲”“存”“問”“省”等があります。十二年ごとに王はみずから諸侯国を訪問、視察し、これを“巡守”と呼びました。聘問の礼の主な機能と目的は、天子と諸侯の間、諸侯国間の相互の友好を深め、互いに尊重しあうことにありました。これは、朝

観の礼の機能と目的が“君臣の義を明らかにする”ことであったことと少し異なります。

周王室と諸侯国との間の礼について言うと、聘問と朝覲の礼は交錯して行われ、密接な関係を持っていました。周王は、“大行人”という、朝覲にやってきた諸侯や卿大夫を接待する責任を負う官吏を用いて、諸侯と親密で友好な関係を維持しました。朝、覲、宗、遇及び諸侯・卿大夫と個別に或いは同時に会見すること以外にも、一連の聘問の礼がありました。例えば“時聘”とは、天子のところで行事があつて、諸侯が卿を派遣して挨拶に伺い、天子が礼をもって接見することで、“殷覲”とは定められた朝覲以外に、多くの諸侯が卿に聘礼（敬意を表すための贈り物）を持たせて派遣し、天子が礼をもって接見すること、“間問”とは天子が一年おきに臣下を派遣して諸侯を訪問させること、“帛展”とは天子が人を派遣して宗廟や社稷の祭祀に使用して余った肉を贈ること、“賀慶”とは諸侯国に祝い事があつて、天子が人を派遣してこれを祝うこと、“致糴”とはある諸侯国で飢饉や災害が発生した時に、天子やその他の諸侯が物資を集めてこれを慰問、救助することです。これらはすべて天子と諸侯との間の友好関係を強化し、各国の不正を除き、諸侯の志向を理解し、互いに挨拶を交わし、感情を通じ合わせるためのものでした。周王はまた“小行人”という、周王室が賓客を接待する礼を記した“礼籍”（“礼籍”とは各諸侯や爵などが用いた礼儀を記載した帳簿）を管理する官吏を用いて、各地の諸侯が派遣してきた使者をもてなしました。

天子は諸侯国を安撫するため、十二年に一度巡守を行い、巡守した後の一年目、三年目、五年目に卿大夫を各国に派遣して聘問（それぞれ“存”“覲”“省”と言います）を行います。七年目には異なる言語に精通した官吏を各国に派遣して言葉を教え、言葉遣いを調整させます。九年目には楽官と史官を各国に派遣して文字を教え、音楽の音律について調べさせます。十一年目には各国で用いている瑞節（天子が諸侯に与えた玉器の一種）を検視し、度量衡及び賓客に犠牲と穀物を贈る制度を統一し、法令を修改します。十二年目には天子が各国をあまねくめぐるか、或いは王畿の諸侯国を巡守して各地の諸侯を召集しました。およそ諸侯が天子の命を奉じて謁見に来た場合には、“大行人”が責任をもって各諸侯の朝廷での位置を決め、爵命の等級・順序に基づいてそれに応じた礼の段取りをし、摯相となって朝見の礼を手助けしました。また周王室に大きな弔事があると、いかなる礼を行うべきかについて諸侯に告げる責任を負い、各地の諸侯国が戦争等の被害にあつて助けを求めて来た場合には、使者が持って来た贈り物を受け取って、その陳情を聞く責任を負いました。

諸侯間の往来に関する決まりには、毎年大夫を派遣する小聘と、二、三年おきに卿を派遣する大聘があります。国君が交代した場合、後を継いだ嗣君はみずから他の諸侯国に出かけて聘礼を行わなければなりません。大聘は卿が使者の役目を担当し、贈り物も多く携え、聘問先の国の接待も盛大でした。小聘は大夫が使者の役目を担当し、贈り物も少なく、聘問先の国の接待もずっと簡単になります。従って、諸侯国にとって、聘問の礼は国家間の外交の礼にほかならず、その目的は諸侯が相互に尊重しあうことにありました。<sup>14</sup>

現存する『儀礼』中の「聘礼」と『礼記』中の「聘義」は、天子と諸侯との間の聘問の礼について言及しておらず、主に諸侯国間の聘問の礼について述べています。その礼は次のとおりです。(1) 国君が朝廷に出仕した時に他国に聘問に行くことを諸卿と相談し、使者と上介

(上介とは副使のことで、使者が卿ならば副使は大夫である)を決定・任命する。(2) 贈り物を準備して並べ、国君と宰が贈り物を授ける儀式に出席する。(3) 使者と副使は出発前にそれぞれ禰廟で出発報告の儀式を行う。(4) 国君と宰は治朝で正式に使者の一行に命令を下し、使者は君主の命令を復唱する。使者は国家を代表する、使者の印としての圭、その国の国君を代表する玉、国君夫人を代表する璋(儀式のときに手に持った玉で、圭を半分に分けたもの)と琮(儀式に使用された平面三角形の玉器)を受け取り、命を受けて出発する。(5) 途中他国を通過する場合、借道の礼を行う。(6) 国境に入る前に聘礼の予行演習をする。(7) 入境して礼を行い、贈り物を点検する。(8) 都郊に来ると、訪問先の国君は卿に束帛を持たせて慰労につかわし、使者は皮と束錦で謝礼をする。国君夫人は下大夫を慰労に派遣する。大夫は君主の命を奉じて使者を宿泊所に案内する。上卿はここで礼をし、挨拶の言葉を述べ、使者は二度叩頭の礼を行う。宰夫は宴席を設けて使者をもてなす。(9) 下大夫は宿泊所で賓客(使者)を迎え、皮弁服(白鹿の皮で作った服と冠)を着て外朝に行き聘礼の準備をする。衆介(随行員)は廟門の外で持ってきた贈り物を並べる。訪問先の国君は卿を上擯、大夫を承擯、士を紹擯とし、賓客を接待する。上擯は客を門に入るよう手引きし、訪問先の国君は皮弁服を着て大門の中で客を出迎え、使者は門に入って左側に立つ。国君は礼を行い、使者はこれを辞退して恐縮の意を示す。国君と使者は揖礼(両手を前でこまぬいて上下に動かす礼)を行う。門に入ったり、曲がり角に来るたびごとに、国君が先に立って案内し、揖をして合図をする。廟門の前につくと、国君は揖をして先に入り、中庭に立つ。使者は門を入ると西塾に近いところに立つ。国君は内庭に入る。随行員は厳かに几席の上で圭を取り出し、副使はそれを使者に渡し、使者は上着を一枚羽織って、厳かに圭を取る。上擯は国君に報告し、また使者に対して圭玉を辞退し、謙讓の意を示す。上擯は使者を内庭へと案内し、門の左側に立ち、北面する。国君と使者は三度たがいに揖を行い、階段の前まで行き、三度譲り合う。国君が先に階段を二段上り、それから使者が一段上る。堂上の西側の楹柱(昔、邸宅の前に立てた二本の丸い大柱)の西まで行き、東面して立つ。使者は自国の国君を代表して挨拶をする。訪問先の国君は使者に再拝の礼(二度頭を下げる礼)を行い、使者は三度後ろに下がって辞退する。訪問先の国君は皮服の上にさらに一枚上着を羽織る。使者は東面して圭を渡し、国君は西面してこれを受け取る。擯者と使者は相次いで退出する。国君はみずから圭を宰に授け、それから上着を脱いで、堂を下りて庭に立つ。ここからは行享(獻)の礼に移る。擯者は門を出て使者に用事がないかたずねる。使者は上着を脱ぎ、五匹(一匹は40ヤール)の絹を捧げ、その上に璧を載せ、国君に献上するしぐさをする。擯者は門に入って国君に報告し、国君は中に入ることを許可する。贈り物の中に獣皮がある場合は、左手でその前両足を持ち、右手で後両足を持ち、それを内側に二つ折りにして再度庭中に置く。使者は門を入ると左側に立ち、ついで国君と先にやったように互いに揖をして譲り合う。使者は堂に登って挨拶し、二つ折りした獣皮を開く。国君は再拝の礼を行った後、幣帛を受け取り、士が獣皮を受け取る。使者はこの後退出する。国君はみずから幣帛を宰に手渡す。夫人を訪問する時は、玉器は璋を用い、夫人に献上する玉器には琮を用いる。その儀礼は先の国君に対する行聘、行享の礼と同じである。(10) 使者は個人の名で国君に謁見し、国君は最初辞退して、それから同意する。国君は賓客を庭で迎え、漆の几を

授けて、醴酒を受け取る。醴酒を受け取る時、使者は祖先を三度祭らなければならない。国君は馬と束帛を使者に贈り、使者は遠慮し再拝の礼をして受け取る。国君は使者に敬礼し、使者の私的な訪問と贈り物（綿の反物と四匹の馬）を受け取る。その後さらに副使が国君を訪問する儀式がある。(11) 卿と大夫がそれぞれ宿泊所に使者を訪問し、国君の命を奉じて牛、羊、豚、魚、塩漬けた干し肉や糞、醬など、および各種の食糧、柴、草を贈る。さらに副使を訪問する。(12) 使者の一行に宗廟・室内を参観してもらう。(13) 国君夫人が下大夫を派遣して返礼をする。(14) 国君と夫人が使者の一行を宴席に招待する。(15) 使者、副使がそれぞれ卿、大夫を訪問する。(16) 使者の一行が本国へ帰る時、国君は卿に皮弁服を着せて宿泊所に派遣して盛大な儀式を行い、それぞれ玉器の圭、璋（ショウ）や聘礼用の璧玉、束帛、四枚の獣皮などを返す。(17) 訪問先の国君が宿泊所まで赴いて見送りをする。使者はこれを避け、副使が使者に代わって命を聞く。訪問先の国君は、使者の国君と夫人への挨拶を言付け、贈り物を渡す。国君は退出するが、使者はその後についていき、朝門の外で指示を請う。国君はこれを辞退し、使者は戻る。(18) 卿大夫は君命を奉じて使者を見送り、贈り物を渡す。(19) 使者の一行は帰国して朝廷に出仕し、自己の国君に礼を行い、訪問先の状況を詳しく報告する。受け取った公的な贈り物と私的な贈り物をすべて朝廷に並べる。宰は使者と副使の手からそれぞれ圭、璋及び聘礼を行うための贈り物を回収する。国君は彼らを慰勞し、使者は二度叩頭の礼を行う。国君は使者や副使、随員らに褒賞を与える。(20) 使者、副使は家に帰り、門神を祭り、再度禰廟で報告の祭をする。また自己に随行した家臣に報酬を与える。<sup>15</sup>

聘礼には深い文化的内容と意義が含まれていました。つまり“貴賤を明らかにす”、“礼もて讓る”、“敬を致す”、“賓客君臣を明らかにす”、“礼を重んじ財を軽んず”などです。『礼記』聘義篇はこう指摘しています。天子が定めた聘問制度は、諸侯間は一年に一度小聘を行い、三年に一度大聘を行い、礼によって相互に励ましあう。このようにすれば対外的には諸侯が相互に侵犯しあうこともなく、国内では君臣間で相互に欺きあうこともない。天子はこれによって諸侯を慰撫し、武力に訴えることなく諸侯にみずから正道を行うように導いたのである。むかしは財物が豊かでなかったにもかかわらず、そのうえ聘礼では多くの財物を使う必要があった。これは心を尽くして礼を行うことを表現するためであり、内外に安定した等級秩序を作るためである。そのために天子は聘礼を定め、諸侯は力を尽くしてこの礼を実行したのである。

#### 4. 王権の衰退と礼節の崩壊

西周の前中期は、周王室の勢力が非常に強く、“溥天の下、王土に非ざる莫し。率土の濱、王臣に非ざる莫し（遍く天下、王土でない所はない。地の果てまで、王臣でない者はいない）。”（『詩経』小雅・北山篇）と謳われました。王室に権威があった時は、“礼樂征伐、天子より出づ”（『論語』季氏篇）という状態でした。これまで紹介してきた冊命、朝覲、聘問制度はほとんど西周の前中期に形成され、実施されたもので、それは上流貴族社会の交際の規則、秩序であり、周王朝隆盛期の王権の実力を反映するものでした。これらの礼は大量の青銅器銘文に残されており、先秦時代の典籍にも記載されています。

西周後期及び春秋時代（一般に紀元前770年から紀元前476年までを春秋時代と呼ぶ）は、



周王室が次第に衰退していった時代です。強い勢力を持つ諸侯国は古い礼節を守らなくなり、周王室から離れてより強い独立性を有するようになりました。強い勢力を持った大夫も同様に諸侯から離れ、みな新たに実力に応じて土地や財産、権力の再分配を行うよう要求しました。春秋時代は礼楽が崩壊し、臣下が君主を殺し、子が父を殺しました。もちろん、このような状況になるまでにはその形成過程がありました。礼節は王権の没落と下降に伴って変化していったのです。冊命、朝覲、聘問の礼もまた、周王室の衰退に伴って衰微していきました。

西周の前中期には、天子は堂を下りずに諸侯と接見しました。西周後期の周の夷王（紀元前885年から紀元前878年まで在位）のときから天子は堂を下りて諸侯と接見するようになりました。これは事実上周の政治が衰退しはじめた表れであり、王権が衰退してはじめていわゆる天子が礼を失し、君臣が礼を失するということが出てきたのです。礼は王権の象徴でした。

『左伝』桓公五年によると、春秋初期、周の桓王十三年（紀元前707年）に二つの事件が発生しました。第一の事件は夏に起こりました。それは、大国の雄である齊侯（僖公）と鄭伯（莊公）が一緒に紀国を訪問して、その機に乗じて弱小国である紀を襲撃しようと企み、紀国の人間に察知されてしまったという事件です。この事件は、朝聘にそもそも含まれていた諸侯国間の互助友好という意義が失われ、変化してしまったものにほかなりません。第二の事件は秋に起こりました。当初、鄭伯と虢公は左右の卿士で、共同で王政にあたっていました。周の天子は鄭伯が座して強大になっていくのに耐えられず、彼の権力を取り上げてすべて虢公に与えようとし、鄭伯を王政に参与させませんでした。それで鄭伯は朝覲しなくなりました。秋になって、周天子の桓王が中軍を率い、虢公林父が右軍を率いて、蔡軍と衛軍が右軍に隸属し、周公黒肩が左軍を率いて、陳軍が左軍に隸属し、共同で鄭を討伐しました。鄭伯は子元の計を用いて、左右二つの方陣（兵士を方形に配列した陣）に“大旗がはためいたら、太鼓をたたいて進軍せよ”と命令し、弱いところを攻撃すると、蔡・衛・陳軍はすぐに逃げ出し、周の軍も足並みを乱して、そこに鄭軍が両側から挟み撃ちして包囲し、周軍は大敗してしまいました。祝聃が周天子の肩に矢を命中させましたが、幸いにもたいした傷ではなく、天子はなお軍隊を指揮することができました。鄭伯は適当なところで進軍を止め、それほど深く追いつめることはしませんでした。これはただ我が身を救い、国家を滅亡の危機から免れさせるために、天子を害することができなかつたにすぎません。そしてその夜、鄭伯は祭仲足を派遣して周の天子とその左右の従者らを慰問しました。<sup>16</sup> この事件では、周室内部の政治に問題が発生し、廷臣（そして地方の実力者）たる鄭伯の存在を憂え、鄭伯が朝覲しないことを理由に鄭を討伐し、その結果失敗に終わったわけです。このことから明らかのように、天子の権威は弱まり、朝覲制度を完全に維持することはできなくなってきました。天子はもはや勢力の強い諸侯に対して朝覲しないことを理由にその爵位をおとしたり、その土地を削ったり、六師を用いて支配地を移転させたりすることはできなくなりました。“しかし春秋時代には、齊の桓公や晋の文公のような覇者はまだ王への朝覲を諸侯に号令をかける一つの手段としていた。そのため、諸侯の朝覲はまださかんに行われていた。”<sup>17</sup> これは、朝聘の礼制度がさらにある種の安定性と持続性を保ち、“礼楽征伐、諸侯より出づ”という乱世に至ると、覇者たちはある種の利益のためにこうした形式を利用しないわけにはいかなかったということを説明しています。もちろんそ

こに内在する意義は変わってしまいましたけれども。

『左伝』の作者はなお周の礼によって春秋の歴史を評価し、一部の史実に対して“礼”と“非礼”の判断を下しています。例えば莊公十八年の記載を見ると、この年、つまり周の恵王元年（紀元前676年）の春、虢公と晋公が周の天子に朝覲して、周の天子が醴酒で彼らをもてなし、また彼らが自分に酒を勧めることを許しました。同じく彼らに玉五対と馬三匹を与えました。『左伝』の作者は、これは礼に合わない。虢公と晋公は身分が違うのだから、二人に同じ贈り物を贈るべきではない。周の天子が諸侯に策命を与える場合、名称や地位が異なれば、礼の等級も異なるのであり、いい加減に人に礼を授けてはならない、と評しています。襄公元年の記載には、この年、つまり周の簡王十四年（紀元前572年）に魯の襄公が即位し、衛侯は子叔を、晋侯は知武子を魯国へ派遣し聘問を行いました。『左伝』の作者は、これは礼にかなっている。およそ諸侯が即位すると、小国は朝見に来て、大国は聘問に来て、友好関係を保ち、信頼を得て、国政について相談し、欠けているところを補正する、これが礼の中で重要なことなのだ、と評しています。<sup>18</sup>

『礼記』郊特牲篇はさらに大夫が私的に会見するという現象を批判しています。諸侯が諸侯に朝覲する場合に、それに随行してきた大夫が私的に訪問先の国君と会うのは礼にかなっていない。大夫が圭を持って使者として派遣されたならば、訪問先の国君と会って誠意を伝えることができる。臣下たる者が私的に贈り物を持って他国の君主と交際を結びに行き、私的な外交を行うことは、本国の国君に対して忠誠でないことの表れである、と。魯国は昭公、定公の時代（紀元前541年から紀元前495年まで）に三桓氏（仲孫、叔孫、季孫氏）が立ち上がり、公室を三分しましたが、魯の君主の権力はすでに衰退していました。天子の権力が衰退すると、諸侯は僭越な礼を行う。大夫の勢力が強くなると、諸侯は脅迫される。このように上下間の尊卑が同等になると、会うと互いに贈り物をし、財物を用いて互いに賄賂を贈りあい、天下の礼が乱れる。諸侯は天子の祖先を祭ることはできないし、大夫は諸侯の祖先を祭ることはできない。国君の祖廟が大夫の家に建てられるというのは礼にかなっていないが、それが魯国では三桓氏から始まった。<sup>19</sup> 彼等は魯の桓公の廟を家の中に建てました。魯の国でもこのような有様でしたから、その他の各国ではなおさらです。これより、権力を持つ臣下が諸侯に取って代わるという、いわゆる“陪臣が国命を執る”現象が出現し、朝覲聘問の礼は次第に衰退していききました。

『礼記』経解篇にはこのようにあります。礼は国家を治める尺度であり、法則である。礼はもちろん単に形式化された儀礼であるだけでなく、外在的な煩瑣な礼儀であるだけでなく、その中には深い文化的内容と意義が含まれている。礼の人に対する教化というのはかすかではっきりとは目に見えないもので、それは邪悪なものを未然に防ぎ、人をそれに慣れさせて気づかず、知らず知らずのうちに善に向かい悪から離れさせるものなのである。朝覲、聘問などの礼が廢れると、君臣関係が崩壊し、諸侯（或いは大夫）は悪事を行い、裏切りや侵略などの禍いが発生する、と。

春秋の衰乱の世は、王室の実権がすでに失われ、諸侯は勝手気ままに振舞って、天子の権力は王畿の外を出ませんでした。諸侯の位の篡奪や君主の殺害が頻繁に発生しても、周王にはそ

れを討伐する力がなく、後継ぎが位を継いでも、周王はそれに関与する力がありませんでした。このような状態でしたから、冊命の礼はほとんど廃止されたも同然でした。魯の国は周王室と最も密接な国でしたが、『春秋』に記されている魯の十二公のうち、王室の“賜命を受けた者は桓、成、文の三君だけであり、そのうえ桓公の受けた命は彼の死後に追贈されたものであった。列国諸侯が賜命を受けたことが『春秋内外伝』に見えるのは、わずかに衛の襄公、斉の桓公、靈公、晋の武公、恵公、文公の六君のみであり、そのうち衛の襄公も死後に追贈された命であった。しかも以上の賜命はすべて王室が使者を派遣して伝えたものであり、諸侯が天子に謁見して王がみずから命じたものではなかった。”<sup>20</sup> 魯の桓公は君主を殺した賊でしたが、周王はこれを討伐することができなかつたばかりか、その死後にさらに彼に土地を封じているのです。しかも以上の賜命は使者を派遣して与えたものであり、諸侯が周王室のもとに赴いて謁見した際の冊命ではありません。このことから王朝の綱紀が地に落ちたことが分かります。

しかしその一方で、すでに述べたように、朝覲や聘問が途絶えることはありませんでした。あるものは飾りとなり、あるものは利用する道具となりましたが、依然として礼制は堅持されました。衰乱の世では、朝聘の礼が全く行われなかつたわけではありません。『詩経』大雅・韓奕篇にあるように、韓侯は圭玉を持って周の宣王に朝覲し、享礼を行い、背の高い馬など本国で産出される宝物を献上し、宣王は彼に二匹の竜がからみあう図案の旗や彩色された車の装飾品などを贈りました。

戦国時代になると、朝聘制度はさらに崩壊し、天子への朝覲聘問の礼は行われなくなりました。各国は独立国家にかなった朝礼を形成し、礼官の設置や選定及び礼制そのものの改革を進め、礼はよりいっそう簡素化し、融通の利くものになりました。各国の聘問の礼は次第に遣使外交制へと変化していきました。<sup>21</sup>

以上を要するに、冊命、朝覲、聘問の礼は周王朝と諸侯との関係を反映し、同時に天子と諸侯、諸侯と諸侯の間関係を調整するものでした。これらの礼制は根本的に西周の宗法や封建制度に服従し、周王室の王権を擁護し、大宗と小宗、宗主と諸侯、諸侯と諸侯の間の等級秩序を維持するものでした。その中で貫かれているものは親親尊尊（親を親とし尊を尊とする）の原則でした。朝聘は実際には王権を強化する手段でした。朝聘の中で解決すべきことは、軍事、政治、経済面での協調と統一の問題で、それは行政、租税、司法等に及び、かつ情報も交換しあいました。王権の弱体化と共に、これらの礼も衰退又は変化していったのです。

## 注

- 1 杨宽：《西周史》，上海人民出版社，1999年版，前言2页，正文第362页。
- 2 本文引用《礼记》，略作译释，原文与译文采用了杨天宇的《礼记译注》上下册，上海古籍出版社，1997年版。
- 3 本文引用《周礼》及译文，采用钱玄等注译之《周礼》，长沙，岳麓书社，2001年版。
- 4 本节参考了齐思和：《周代锡命礼考》，原载《燕京学报》第三十二期，1947年，又载陈其泰等编：《二十世纪中国礼学研究论集》，北京，学苑出版社，1998年版，第380至407页；杨宽：《西周史》，第820-

- 825页；杨志刚：《中国礼仪制度研究》，上海，华东师范大学出版社，2001年版，第74-82页。
- 5 参贝王国维：《殷周制度论》，载《观堂集林》卷十，又载《二十世纪中国礼学研究论集》，第288-302页。
  - 6 详见杨伯峻编著：《春秋左传注》，北京，中华书局，1981年版，第四册，第1535-1537页；沈玉成译：《左传译文》，北京，中华书局，1981年版，第522页。
  - 7 参见杨向奎：《宗周社会与礼乐文明》（修订本），北京，人民出版社，1997年第2版，第250-263页。
  - 8 详见刘家和：《三朝制新探》，载刘著《古代中国与世界》，武汉出版社，1995年版；钱玄等编著《三礼辞典》，南京，江苏古籍出版社，1998年版，第817-819页；彭林注释：《仪礼》，长沙，岳麓书社，2001年版，第270页。本文引用《仪礼》，采用了彭林的注释
  - 9 沈文倬：《觐礼本义述》，载沈著《宗周礼乐文明考论》，杭州大学出版社，1999年版。
  - 10 以上详见彭林注释：《仪礼》，第270-278页；杨志刚：《中国礼仪制度研究》，第385-386页；李景林等注释：《仪礼译注》，长春，吉林文史出版社，1995年版，第242-249页；杨向奎：《宗周社会与礼乐文明》（修订本），第314-322页；陈戌国：《先秦礼制研究》，长沙，湖南教育出版社，1991年版，第226-230页。
  - 11 详见杨天宇：《礼记译注》，上册，第303-305页。天
  - 12 以上详见杨天宇：《礼记译注》，上册，第55-60页。
  - 13 以上详见杨天宇：《礼记译注》，上册，第202-203页。
  - 14 以上详见钱玄等注释之：《周礼》，长沙，岳麓书社，2001年版，第360-367页。
  - 15 以上详见杨志刚：《中国礼仪制度研究》，第389-391页；彭林注释：《仪礼》，第208-240页；李景林等注释：《仪礼译注》，第192-227页。
  - 16 详见杨伯峻：《春秋左传注》，第一册，第104-105页。
  - 17 刘家和：《三朝制新探》，载刘氏著《古代中国与世界》，第357页。
  - 18 详见勾承益：《先秦礼学》，成都，巴蜀书社，2002年版，第148-149页；沈玉成：《左传译文》，第52页、253页。
  - 19 参见杨天宇：《礼记译注》，第420-423页。
  - 20 齐思和：《周代锡命礼考》，载《二十世纪中国礼学研究论集》，第403-404页。
  - 21 详见李无未：《战国时期朝聘制度的破坏》，长春，《社会科学战线》，2001年第4期。

## 【Abstract】

### The Courtesy of Audiences and Kingship in Zhou Dynasty, China

GUO Qiyong

Wuhan University

*Chouhei* was a courtesy performed between the sovereign and the lords, as well as among the lords themselves. It traces its origin from the exchange of presents among the different social units in the ancient society. During the times of Western Zhou this custom gradually developed into courtesy between the chief and the submitting provinces, or among the different provinces and, taking the form of a rule and virtue, started acting in unison with *bugaku*.

When the lords were shown to the emperor, as well as when the vassals were accepted by their lord, the ceremony was called *chou*. When a lord was accepted by another lord, it was also called *chou*. Thus was called the ceremony when an inferior in rank was shown to a superior, but according to the situation it was divided into *chou*, *sou*, *kin*, *guu*, *kai*, *dou*, and so on. *Chou*,

*sou*, *kin*, and *guu* were namings connected with the four seasons, yet there was no difference in the ceremony itself. Its purpose was mutual understanding. Informal visit was called *kai* and this happened mainly when the lords showed up with their military forces in order to help subdue a rebellion. In case the different lords or their subordinates paid together a visit to the emperor, it was called *dou*. *Kin* was used especially when the lords paid a visit to the emperor. The ceremonies *chouken* and *kinken* had differences, but they were united with the name of *choukin*.

When the emperor sends envoys to the landlords, it is called *hei*. The same naming is used also when the lords send envoys to the emperor, as well as when they send missions to each other or the sovereign sends envoys with inquiries to the provinces. *Hei* can be divided into (*chouyou*), *son*, *mon*, *shou* etc. according to the situation. Also, the personal visitation of the emperor to each province every twelve years was called *hensu*.

Each of the *chou* and *hei* ceremonies was quite complex. There is no record of them in *Chourei*, while in "Girei" of *Keisho* we see mentioned *heirei* and *kinrei*, and there are some details about the courtesy system of *heirei* in Western Zhou. *Kiden* also gives some evidence about the system of spring and autumn *chouhei* of Western Zhou.

The *chouhei* courtesy depicts the relations between the Zhou Court and the lords, as well as those among the lords. It basically follows the system of land distribution by the emperor according to the law of Western Zhou, and seeking to protect the authority of the Zhou imperial family, at the same time supports the relations among the small and main vassals and the landlord, as well as among the lords themselves. It is accomplished by the rules of *shinshin* and *sonson*.

This courtesy can be seen also as a protocol of diplomacy today, yet it actually sought to increase imperial authority. The rituals of *chouhei* found place in administration, taxation, and judicial administration. They granted the place for creating military, political, and economic relations of cooperation and unity, for exchange of information.

The legislation represented a political form of the family system. "Structural Unity of the State", "Unity of Loyalty and Filial Piety"- such a structure and concepts were present in the policy of the historical times from Qin to the People's Republic.

By the way, the imperial authority and control depicted in the *chouhei* courtesy differ from the point of Qin centralization on. The basic difference is between the feudal legislation system and the system of provinces. The relations between the sovereign and the provinces are on the one hand benign, yet it was definitely not always that an order was followed. There are different examples, like the lords of the different provinces uniting into federations.

Also the system of *three chou* - of interior, policy, and exterior - was a means to restrict the power of the sovereign and the landlords to some extent.

The system of *chouhei* courtesy, with its peace and harmony, played a positive role, influencing the ways in which the central government treated the surrounding nomadic people from the period of Qin on.